

## 公 募

### 任期付採用職員の選考採用の実施について

横浜税関では、下記のとおり、人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 3 号の規定に基づく任期付採用職員（産前・産後休暇期間中の代替職員）の選考採用を予定しています。希望される方はご応募下さい。

横 浜 税 関

#### 記

1. 採用予定期間  
令和元年 7 月 17 日から令和元年 10 月 22 日まで  
※本採用期間中の勤務実績が良好であった場合、引き続き、国家公務員の育児休業等に関する法律第 7 条の規定に基づく任期付採用職員（育児休業期間中の代替職員）として再採用する可能性があります。
2. 勤務地  
横浜税関 千葉税関支署  
（千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎内）
3. 業務内容  
行政書類の受付・整理事務、旅費請求・物品管理等の庶務事務、船舶及び乗組員の取締り（船内検査、乗組員の監視等）、輸出入貨物の検査補助・その他事務
4. 就業時間  
月曜から金曜までの各日 8 時 30 分～17 時 00 分  
※休憩時間 45 分（12 時 15 分～13 時 00 分）  
また、別途時間外勤務が月平均 5 時間程度あり
5. 採用人数  
1 名
6. 給与等について  
基本給：144,100 円～245,600 円程度（過去の職歴等の経験年数に応じて決定）  
地域手当：21,615 円～36,840 円程度（基本給の 15%を支給）  
通勤手当：毎月 55,000 円を上限として支給（採用月は支給なし）  
支給日：原則 毎月 16 日  
賞与：一定の条件を満たした場合、支給されます。  
退職手当：一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され支給されます。  
休日：土日、祝日  
年次休暇：7 日

## 7. 応募条件

パソコン操作（ワード、エクセルによる入力作業等）を円滑にできる方

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
  - イ 成年被後見人又は被保佐人
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ハ 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
  - ニ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 8. 選考方法

一次審査：書類選考（履歴書(写真貼付のもの)、職務経歴書及び作文による)

二次審査：面接

一次審査の結果は応募締切日以降に文書若しくは電話により通知します。

## 9. 申し込み方法等

作文のテーマをお伝えしますので、「10. 申し込み先」に電話連絡のうえ令和元年 5 月 29 日（水）までに履歴書（写真貼付のもの）、職務経歴書及び作文を申し込み先に送付してください。

また、履歴書の備考欄等に「任期付・千葉」と記載をお願いします。

なお、提出された履歴書等については、選考終了後、責任をもって廃棄させていただきます。

## 10. 申し込み先

〒231-8401

横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関 総務部 人事課 人事第 1 係

Tel. 045-212-6020

## 11. その他

- (1) 原則、車通勤は不可。
- (2) 二次審査の面接は千葉税関支署で行います。面接等に係る交通費は支給しません。
- (3) 財務省共済組合員となります。

## 12. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的として利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

以 上